



# 佐賀県公報

平成17年  
10月12日  
(水曜日)  
第 12667号

●佐賀県告示第五百十五号  
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

告目  
示次

(○印は、県例規集に登載するもの)

佐賀県知事 古川

康

- 佐賀県企業立地促進特区の区域の指定
  - 土地収用法に基づく事業の認定
  - 解除予定保安林
  - 道路の区域の変更
  - 道路の供用開始
  - 字の区域の変更
  - "

(五一四・新産業課) (五一五・土地対策課)

(五一六・森林整備課) (五一七・道路課) 三  
(五一八・" ) (五一九・市町村課) 三  
四

(五一〇・" ) 四

○ 告 示

公 告

内する工事の完了

- 開発行為に関する工事の完了
  - " "
  - 建築基準法に基づく道路の位置の指定

(まちづくり推進課)

(建築住宅課)

( ) 五

●佐賀県告示第五百十四号

佐賀県企業立地の促進に関する条例（平成十七年佐賀県条例第四十二号）第三条第一項の規定により、次のとおり佐賀県企業立地促進特区の区域を指定した。

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 区<br>域              | 指定年月日      |
| 佐賀市（合併前の佐賀市の区域に限る。） | 平成一七年九月二九日 |

平成十七年十月十二日

佐賀県知事 古川康

指定年月日

れる。

(二) 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者である山内町は、一般会計等により既に財源措置を講じて居ること等から、本件事業を施行する権能を有すると認められる。また、平成十

一 起業者の名称 山内町

二 事業の種類 山内町総合福祉センター整備事業

三 起業地

四 収用の部分 佐賀県杵島郡山内町大字三間坂字丸田原地内  
(二) 使用の部分 なし

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足するとの判断されるため、事業の認定をしたものである。

(一) 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、杵島郡山内町大字三間坂字丸田原地内における約六千九百五十平方メートルの土地を起業地とし、児童育成の支援を行う施設、老人福祉センター及び地域福祉活動の支援を行う施設を配置する総合的な福祉施設を建設する「山内町総合福祉センター整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第三条第二十三号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設及び同条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

業」という。)である。

本件事業は、法第三条第二十三号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設及び同条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがつて、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断さ

八年三月の市町村合併により設置される新市においても、この事業は継承される。

したがつて、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(三) 法第二十条第三号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

現在、山内町には、子育てや高齢者の健康維持・介護予防への支援等を行う施設その他の地域福祉の拠点となる総合的な福祉施設が整備されていないため、公民館等の施設を利用して地域住民への福祉サービスを行っているが、そのニーズに対応できていない。また、近隣市町村で唯一総合的な福祉施設が整備されておらず、地域間の不均衡化の問題等も生じている。

本件事業の完成により、隣接する既存施設である山内町保健センター及び山内町デイサービスセンターと機能的連携をなして一体的な利用ができる総合的な福祉施設が建設されることから、より一層の福祉エリアとしての利便性並びに施設利用者が受けることができる福祉サービスの充実及び向上の推進が図られることが認められる。

したがつて、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地内では、工事内容等から周辺環境への影響は小さいものと考えられる。また、起業者が保護のため特別の措置を構すべき文化財等は見受けられない。さらに、事業計画に対する地域住民の反対がない。

したがつて、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の目的を達成するため、周辺の福祉施設等との連携を含めた

起業地の位置、交通の利便性、事業費等を考慮して選定した三つの候補地について、社会的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、交通の便がよく、事業費の安価な本件起業地が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがつて、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

(四) 法第二十条第四号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在、山内町には、(三)のアで述べたように、総合的な福祉施設が整備されていないため、福祉サービスに対する地域住民の需要及びサービスにおいて近隣市町村との地域間格差が生じる等の支障をきたしている。

また、本件事業は平成十五年三月に策定された山内町総合保健福祉計画の基本理念に基づいており、更に新市の建設計画において主要施策事業の一つとして位置づけられていることや、今後、高い推移で少子高齢化が進行することから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要があると認められる。

したがつて、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲で

とどめられていることから、  
収用又は使用の範囲の別についても合理的  
であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

山内町企画調整課

●佐賀県告示第五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

佐賀県知事 古川康

解除予定に係る保安林の所在場所

武雄市武内町大字真手野字内田二四五七七（次の図に示す部分に限る。）、

二四五七三の一二、朝日町大字中野字半上七八〇六の二

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 三 解除の理由

農道用地とするため

び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎佐賀県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十月十二日から平成十七年十一月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供

平成十七年十月十二日

佐賀県知事 古川康

| 道路の種類<br>及び路線名                |                               | 区間                            |                               | 道路                            | 区域                |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------|
| 前                             | 後                             | 変更前                           | 変更後                           | 幅員                            | 延長                |
| 六・二                           | 一・七・〇                         | 三・九・〇                         | 七・〇                           | メートル員                         | メートル              |
| 三四一・五                         | 三三七・一                         | 一一一                           | 一一一                           | 一一一                           | 一一一               |
| 佐賀市大和町大字名尾字井手ノ<br>口五〇一五番一地先から | 佐賀市大和町大字名尾字井手ノ<br>口四九九七番一地先まで | 佐賀市大和町大字名尾字井手ノ<br>口五〇一五番一地先から | 佐賀市大和町大字名尾字井手ノ<br>口四九九七番一地先まで | 佐賀市大和町大字名尾字井手ノ<br>口五〇一五番一地先から | 県道<br>士線<br>広瀬大和富 |

◎佐賀県告示第五百十八号

●佐賀県告示第五百十八号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十月十二日から平成十七年十一月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

佐賀県知事 古川康

| 路線名               | 供用開始の区間  | 供用開始の期日    |
|-------------------|--|------------|
| 県道<br>広瀬大和富士<br>線 | 佐賀市大和町大字名尾字井手ノ口五〇一五番<br>一地先から<br>佐賀市大和町大字名尾字井手ノ口四九九七番<br>一地先まで | 平成一七・一〇・一二 |
|                   |  |            |

◎佐賀県告示第五百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、玄海町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

平成十七年十月十二日

佐賀県知事 古川康

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 区域を変更する字の名称<br>大字有浦上字小返答 | 同上に編入する区域<br>大字有浦上字寺の上一八七七、一八八三から一八八七までの一<br>部、一八八九の一<br>部及び一八九〇の一<br>部 |
|--------------------------|---|

○佐賀県告示第五百一十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、江北町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

右の処分は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十九号）第十九条第二項の規定による認証のあつた日からその効力を生ずる。

佐賀県知事 古川康

まで、二五八一から二五八一まで、二五八二から二五八二まで、二三九四、二三九四、二四〇〇、二四〇〇、二四〇、  
二四〇五、二四二四、二四二五、二四二六、二四〇五、  
二四二七、二四二八、二四二八、二四五五、二四五五、  
二四五六、二四五六、二四五七、二四五七、二四五八、  
二四五九、二四五九、二四六〇、二四五五から二五二七まで、  
で、二五〇五、二五一九、二五二〇<sup>第一</sup>、二五二〇<sup>第二</sup>、二五二〇<sup>第三</sup>、  
○三、二五二一、二五二一、二五二二、二五二二、二五  
二三、二五四四、二五四四、二五四五から二五二七まで、  
二五三九、二五三九、二五四〇、二五四〇、二五四一、  
から二五四一まで及び二五四三並びにこれらに伴う道路の  
区域  
大字佐留志字谷口籠二五四二、二八〇一、二八〇二、二八  
〇四、二八〇七、二八一四から二八一六まで、二八一八及  
び二八一八並びにこれらに伴う道路の区域  
大字佐留志字ウイデ平二五七四、二五七六から二五七八ま  
で、二五七九、二五七九、二五八〇、二五八〇、二五八  
一五及び二五八一六並びにこれらに伴う道路の区域  
大字佐留志字大久保二六五三から二六六〇まで、二六六一  
三、二六六一四、二六六二から二六六四まで、二六六七、二六  
六八、二六七〇、二六七一、二六七一〇及び二六七二並びに  
これらに伴う道路の区域  
大字佐留志字御用場二六六一、二六六一、二六六一五  
ら二六六一五まで、二六六五、二六六六、二六六九、二八〇  
三、二八〇五、二八〇六、二八〇八から二八一三まで、二八  
一七及び二八一八並びにこれらに伴う道路の区域  
大字佐留志字丸尾二六七九から二六八一まで、二六八二、  
二六八二、二六八三、二六八三、二六八四、二六八五、  
二六八六、二六八六及び二六八八から二六九〇まで並びに  
これらに伴う道路の区域  
大字佐留志字西薬二七一四、二七一八から二七六四まで、  
二三まで、二五八三から二五八三まで、二五八四から二五  
八四三まで、二五八五、二五八六、二五八七から二五八七五  
まで、二五八八から二五九三まで、二五九四から二五九四三  
まで、二五九五、二五九六及び二五九六並びにこれらに伴  
う道路の区域

○ 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

- 佐賀県知事 古川 康  
1 開発区域に含まれる地域の名称  
佐賀市大和町大字尼寺字井釜2289番5、2289番6、2290番3、2293番1、  
2293番2、2294番5及び2294番8  
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中島重行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

佐賀県知事 古川康

- 2 神崎郡東脊振村大字石動字四本松2513番及2506番の一部  
開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥栖市戸上町587番地1  
有限公司イング

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年10月12日

佐賀県知事 古川 康

| 指定番号 | 指定位置                 | 指定年月日          | 幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|------|----------------------|----------------|----------|----------|
| 12   | 小城市小城町松尾字天神<br>121番2 | 平成17年<br>9月30日 | 6.00     | 45.02    |

指定図面は、佐賀県国土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年118,800円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十月十二日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株古川総合印刷



古紙配合率100%再生紙を使用しています